

竹富町観光案内人条例・施行規則 Q&A

該当箇所	番号	Q(質問)	A(回答)
○海域の扱いについて			
条例第2条 第1項第1号	1	海域における自然観光事業が本条例の対象外なのは何故か。	当初は海域での自然観光事業にも適用する条例を検討しましたが、海域は陸域よりも範囲の設定や、他島の事業者にもしっかりと効力を発揮する制度設計が必要となり、同じ条例で規制するのは無理があると判断し、見送ることとしました。 なお、海域についても、別の枠組での自然観光事業者の適正化を図るための制度を早急に検討していく必要があると認識しております。
	2	海域のみで自然観光案内事業を行っている事業者は免許を取得する必要はないのか。	バラス島を含めて海域においてのみ自然観光事業を実施している事業者については、本条例に基づき免許を取得する必要はありません。
	3	海岸域や河口域において自然観光事業を行う場合は免許の取得は必要か。	条例第2条第1項第1号で定義した「西表島等」において観光案内事業を行う場合には免許を取得する必要があり、「西表島等」には西表島の河川域及び海岸域も含まれます。 したがって、海域からのアプローチであっても河口域や河川内に入って自然観光案内を行う場合や、海域であっても海岸からアプローチして自然観光案内を行う場合には、本条例に基づいて免許を取得する必要があります。
	4	海域だけでなく河川域や海岸域も利用している事業者と、海域だけを利用している事業者とが、観光旅行者等から免許の有無によって差別されることにならないか。	観光案内人に関する情報公開に当たっては、海域が本条例の対象外であることを明確にするとともに、免許取得者の海域での観光案内事業に関する情報は公表いたしません。 また、もっぱら海域で使用する船舶等の機材に対しては証票を交付しないため、証票の有無で観光旅行者等による差別化が起きないようにいたしました。
○自然観光事業を行うフィールドの規定について			
条例第2条 第1項第2号	5	自然観光事業として案内できるフィールドの範囲は設定しないのか。	本条例は、自然観光事業を実施する事業者を対象とした属人的な制度です。 一方、利活用するフィールドの範囲や各フィールドでの利用ルールといった属地的な制度としては、エコツーリズム推進法に基づき策定する西表島エコツーリズム推進全体構想の中で規定し、これら二つの制度を連動させて運用していくことを想定しております。 スケジュール的には本条例の施行が先行しておりますが、西表島エコツーリズム全体構想についても、現在、竹富町西表島エコツーリズム推進協議会において検討が進められております。
○自然観光人の免許が必要な対象について			
条例第2条 第1項第3号 規則第3条	6	地元民や高齢者等が自然を案内する場合も観光案内人の免許が必要になるのか。	島民の日常生活の中で一般的に行われてきた自然との触れ合いに来訪者を同行させるような行為を無償で行うことに対しては、観光案内人の免許取得は必要ありません。
	7	旅館業、飲食店等その他の事業者であっても観光案内人の免許が必要と判断されるのはどのような場合か。	有償で行われる他の事業(旅館業、飲食業、その他の事業)に含めて案内行為を行うことで、案内行為が見かけ上は無償で行われている場合であっても、恒常的に行われており、案内行為が含まれることによって他の事業に付加価値が生じているような場合には、自然観光事業に該当すると判断されますので、観光案内人の免許取得が必要となります。 なお、判断がつかないようなケースがあった場合には、審査委員会で免許対象とすべきか否かの審議を行います。

竹富町観光案内人条例・施行規則 Q&A

該当箇所	番号	Q(質問)	A(回答)
	9	西表島以外の事業者が観光旅行者等を連れてくる場合にはどうなるのか。	西表島等で行う自然観光事業は、本条例に基づいて免許を取得した観光事業者が、免許証に記載されている屋号等の名称を用いなければ実施することはできません。 西表島以外のガイド事業者であっても、西表島等において案内行為を行う場合には、自らが竹富町の観光案内人の免許を取得するか、又は竹富町の観光案内人免許を有する観光事業者との共催等により本条例の要件を満たす必要があります。
	10	自転車で公道、集落周辺、公園内を案内する場合にも免許は必要なのか。	自転車で公道、集落周辺、街区公園等を案内し、周辺の自然環境エリアに入らず、自然環境資源に負荷を与えないものと判断される場合は、免許は必要ありません。
	11	遊覧船のもっぱら船内で行う案内行為は除外要件に含まれないのか。	遊覧船は自然環境資源の中に入って案内を行う行為であることから、除外規定には含めず、原則として観光案内人として免許を取得していただくこととなります。
	12	遊覧船に船の操縦者以外に観光ガイドの資格を有する者が同乗する場合や、観光客が乗船していない状況で船の操縦のみを行う場合でも、船の操縦者に観光ガイドの資格は必要か。	観光ガイドの資格を有する者が遊覧船に同乗していれば、必ずしも船の操縦者が観光ガイドの資格を保有している必要はありません。 また、観光旅行者等が乗船していない場合には自然観光案内を行わないことから、船の操縦者が観光ガイドの資格を保有している必要はありません。
条例第2条 第1項第7号	13	ガイドをつけず、観光旅行者等が自力でフィールドに入る場合は免許の対象ではないのか。	本条例では、自然環境資源を案内する観光事業者及び観光ガイドに対しては免許取得を規定していますが、フィールドに入ること自体を規制するものではありません。 ただし、ガイドを同行せずにフィールドに入る場合にも、「観光旅行者等」として、条例第6条の責務が課せられます。 なお、自然環境への影響が懸念されるフィールドへの立入規制等に関わる制度について、現在、検討を進めております。
条例第6条第3項 規則第4条第1項	14	調査・研究者も立入に際して届出が必要なのか。	本条例では、調査・研究者はマスコミと同様に「マスコミ等」として共に「観光旅行者等」に含まれます。 また、マスコミ等関係者には、西表島等に立入る場合には届出書の提出が必要となります。
規則第4条第4項	15	マスコミ等関係者の「関係法令等に基づく立入申請等」とは、具体的にどういったものか。	自然公園法等の各種許可申請及び国有林の入林届等の手続きを想定しています。
○観光案内人の免許申請について			
規則第5条 第1項及び第3項	16	観光案内人の免許申請には事業者免許とガイド免許の両方が必要なのか。	観光事業者は個人の場合も法人の場合も全て「事業者免許申請」が必要です。そのうえで、実際に観光客をフィールドに案内する者については、全て「観光ガイド免許申請」も必要となります。 事業主であり自らもガイドとして案内を行う場合は両方の申請が必要となり、自らは案内を行わない場合には観光ガイド免許については従業員のみを申請することとなります。
規則第5条第3項	17	臨時で他の事業者からガイドの依頼を受けることがあるが、その場合の対応はどうすればよいか。	「臨時で他の事業者から依頼を受けることがある場合」においても、本条例に基づく観光ガイドの免許は必要となり、臨時ガイドという取扱いは行いません。 観光ガイドを複数の事業者で兼用する場合には、事業者間の業務委託や業務提携等を通じた適切な対応をお願いします。
様式第2号 別紙1	18	税務署に届けた開業届の屋号と、現在使用している事業所の屋号が違っている場合はどうすればよいか。	申請書には開業届の記載のとおり記述していただきます。 なお、現在使用している屋号が開業届記載のものとは異なる場合には、現在使用している屋号と開業届記載のものとの両方を申請書に記載してください。

竹富町観光案内人条例・施行規則 Q&A

該当箇所	番号	Q(質問)	A(回答)
○観光事業者に求められる実績又は実働日数について			
条例第8条 第2項第7号 規則第5条第1項 別紙1(3) 規則第5条第6項	19	本条例が求める実績を証明できる団体とはどのような団体なのか。	実績(所属)証明が出せる団体等については、竹富町西表島エコツーリズム推進協議会に参加している団体等のうち、自然観光事業に関わる団体等として、加入者の西表島内の活動実績を証明できると判断される団体等に限定しています。
	20	団体への所属証明や元雇用主からの実績証明を出してもらえない場合はどうすれば良いか。	団体への所属証明が得られない場合や、元の雇用主からの証明が得られない場合については、勤務表や活動日報等で過去4年以内に300日以上自然観光案内を実施した実働実績を、自己申告することにより証明することができます。
	21	これからは、4年以内に300日未満、例えば年間100日未満しか自然観光案内を行わないのであれば、免許申請は必要ないのか。	本要件は免許申請者に対する過去の実績を求めるものです。本条例の施行によって、今後は、自然環境資源を利活用して料金を受領する事業を行う者は、観光案内人の免許を取得しなければなりませんので、年間100日以下しか自然観光案内を行わなくても免許は必要となります。
○観光事業者に求められる賠償責任保険への加入について			
条例第8条 第2項第8号 規則第5条第1項 別紙1(4)	22	傷害保険は観光事業者の免許申請の要件ではないのか。	事業者として傷害保険にも加入することが理想ですが、傷害保険に関しては利用者に任意で加入してもらう等の対応をする場合も想定されることから、事業者の免許申請の要件としては賠償責任保険のみとしました。
○自然観光事業及び観光案内を行う上で必要な講習・資格について			
条例第8条 第2項第9号 規則第5条第1項 様式第2号 別紙1(5) 規則第5条第3項 様式第6号 別紙2(2)(3)	23	自然観光事業及び観光案内を行う上で必要な講習・資格としては、どこまで認められるのか。	普通救命救急に関しては、専門の講師によって普通救命救急Iに準じた内容の講習が行われたものであり、かつ1年以内に受講したことを証明できるものであれば認められます。水難救助員の資格としては、十分な実績を有するダイビング指導団体のダイブマスター以上の資格があれば認められます。
	24	普通救命及び水難救助員資格に関わる講習等は、島内で開催してもらえるのか。また、何回程度開催してもらえるのか。	観光事業者及び観光ガイドの免許申請に必要な救急救命講習及び水難救助員の資格などに関わる講習、研修等に関しては、免許申請期間内には西表島内で実施できるようにしたいと考えております。実施時期や回数、参加申込等については、準備・調整が整い次第、可及的速やかに周知いたします。
	25	水域でのアクティビティに従事する観光ガイドのみに水難救助員の資格が必要とされているが、他のアクティビティでも水難救助員の資格が必要な場合が想定されるのではないのか。	他のアクティビティであっても、途中でカヌーやカヤックを使う場合には「カヌー・カヤック」にも該当するため、水難救助員の資格は必要となります。「トレッキング」やその他のアクティビティにおいて水域に入る又は近づく場合に求められる安全管理水準としては、1年以内の普通救命救急の講習受講が妥当と判断しております。ただし、トレッキングやその他ツアーの過程で、滝壺での水遊びや増水可能性のある渓流域の渡渉等の行為を行う場合には、安全管理水準として水難救助員の資格取得が望ましいと判断されることから、「沢遊び・キャニオニング」にも○印を付けて、水難救助員の資格を取得することを推奨いたします。
	26	遊覧船の船の操縦者には、水難救助員の資格は必要ないのか。	遊覧船の船の操縦者の観光ガイド免許の申請においては、水難救助員の資格は必要ありません。

竹富町観光案内人条例・施行規則 Q&A

該当箇所	番号	Q(質問)	A(回答)
	27	十分な実績を有するガイドが、やむを得ない事情で申請期間中の講習等に参加できなかった場合には、免許申請を行うことはできないのか。	これまでの実績が考慮されるか否かについては、個別案件として審査委員会で審査いたしますので、様式第6号の申請書にできるだけ具体的にこれまでの実績、経歴、資格等を記載してください。
○観光事業者に求められる公民館への所属又は地域振興への寄与の証明について			
条例第8条 第2項第11号	28	竹富町民であることを、なぜ観光事業者免許の要件に入れられないのか。	西表島に居住していることを免許要件とすることは、職業選択の自由に抵触し、憲法違反のリスクがあることから条例にはできないと判断しました。しかし、竹富町としても島内に居住している、地域に根ざしているということが本来の理想の形だと認識しているため、公民館への所属や西表島の地域振興に資すること等の要件を制度に盛り込みました。
条例第8条 第2項第11号 規則第5条第1項 別紙1(6)	29	公民館への所属と地域社会の振興とはどういう関係があるのか。	本条例第1条では「永続的な地域振興にも資することを目的」としており、そのためには地域に根差した質の高いガイドの育成は不可欠と認識しております。西表島では古くから公民館組織が地域に根差した活動を担保してきた経緯があるため、公民館への所属を当該要件の一つとして採用しております。
	30	公民館の所属証明だけでなく、他の選択肢も設定しているのは何故か。	公民館に所属することは、地域活動への参画の一定の指標にはなるものの、所属は任意であり、様々な理由で所属しないケースもあり得ます。また、公民館という特定の組織への所属のみを免許取得の要件として限定することは、法令制度とする上で問題があります。これらの点を考慮し、地域活動への参画や地域社会への貢献の度合いを別の形で証明できる選択肢を残しています。
	31	「地域社会の振興に努めている実績を疎明する」とはどのような文書か。また、その文書はだれがどのように審査するのか。	「地域社会の振興に努めていることを疎明する」文書とは、自らが地域社会の振興に努めていると判断される行為を可能な限り具体的に記載した文書や、地域社会への貢献活動の実績を客観的な事実として証明できる文書を想定しています。また、本条例における具体的な個別案件に対する適否判断に関しては、同条例に基づく審議会又は審査委員会に判断を委ねますが、当該審議会等の判断とは、本条例が達成しようとする目的の実現に向けた総合的斟酌を行うものですから、すなわち①自然環境資源、②地元を中心とした自然観光事業、及び③地元地域社会の持続可能な発展を目指すといった観点から合致しているかどうかで判断されます。
○自然観光事業に使用する機材と貼付する証票について			
条例第14条 規則第8条 様式第2号	32	交付された証票の貼付は義務なのか。	条例第14条第2項の「免許証」は「免許証等」と読み替えることとする旨、施行規則第8条第2項に規定したため、交付された使用機材に貼付する証票についても、外部から視認されやすいところに貼付することは免許取得者の義務となります。
	33	海域で使用するプレジャーボート等にも証票を貼る必要があるのか。	もっぱら海域において使用するプレジャーボート等の船舶については、本条例の対象外となるため、証票交付の申請及び証票貼付の必要はありません。
	34	SUP等は証票を貼る場所が底面等に限られるため、すぐにはがれてしまうのではないのか。	証票の素材や貼付方法について検討したうえで、証票交付に際して必要な指示を行います。

竹富町観光案内人条例・施行規則 Q&A

該当箇所	番号	Q(質問)	A(回答)
	35	証票は、何故有料なのか。	証票は事業者によって保有する機材の数量がことなり、登録料に含めて一律無料にすると負担額に不公平が生じることから、有料とさせていただきます。
○所属する団体について			
様式第2号	36	観光事業者の免許申請書に所属する団体等の記載欄があるが、当該団体等への所属は免許申請の要件なのか。	所属団体等の記載は免許申請の要件ではありません。しかし、竹富町西表島エコツーリズム推進協議会への参加団体に関しては、団体ごとに取り組やルールに関する情報共有や周知を行う可能性もあることから、申請者の所属団体に関する情報を事前に把握するため、申請書に記載していただくこととしました。
	37	個人で所属する団体も記載するのか。従業員が個人で所属するものはどうか。	申請者が個人の場合は個人が、法人の場合は法人、代表者、現場代理人のいずれかが所属する団体を記載してください。ガイド事業者の申請書であるため、従業員が個人的に所属する団体は記載しないでください。
○観光事業者として利活用する自然観光資源について			
様式第2号	38	利活用する自然観光資源として記載しなかった場所は、まったく利用できないのか。	本条例では、主として利活用する資源の名称が免許申請事項の一つに位置付けられているため、申請時の場所での利活用を原則とします。 したがって、普段はあまり行かない場所であっても、利活用する可能性のある場所は記載するようにしてください。 ただし、自然観光資源として利用する場所の範囲と利用ルール等については、西表島エコツーリズム推進全体構想で規定することになるため、様式第2号では竹富町西表島エコツーリズム推進協議会が現時点で案として整理している名称・範囲を選択肢として示しています。その他の場所を利活用する場合には、その他の欄を適宜追加して記載してください。 なお、自然観光資源の名称が示す位置及び範囲に関する情報が必要な場合には、別途、竹富町世界遺産推進室にお尋ねください。
	39	申請したフィールドの数によって登録料は異なるのか。	申請したフィールドの数の多少に拘わらず、登録料は同じです。
○観光事業者及び観光ガイドとして提供するアクティビティについて			
様式第2号	40	提供するアクティビティとして申請書に記載しなければ、やってはいけないのか。	提供するアクティビティに関しては、特に水に関わるものには、観光ガイド免許の申請において水難救助員の資格を必要とし、資格を保有していない者は原則として該当するアクティビティを提供することはできません。 他のアクティビティに関しても、免許事項として免許状、免許証に記載しますので、原則として記載したアクティビティ以外を提供することはできません。 なお、記載しなかったアクティビティを提供する場合には、その都度、様式第9号の変更届を提出していただければ、アクティビティの追加・削除は可能です。
	41	申請したアクティビティの数によって登録料は異なるのか。	申請したアクティビティの数の多少に拘わらず、登録料は同じです。

竹富町観光案内人条例・施行規則 Q&A

該当箇所	番号	Q(質問)	A(回答)
○その他規則に定める書類について			
別紙1(7) 別紙2(4)	42	『免許申請者が外国籍を有する者の場合は日本語能力を証明する文書の写し』とは、どのようなものか。	観光案内人には、講習、研修の内容を理解でき、ツアー客との通常の会話や緊急時の対応等にも支障をきたさないレベルの日本語能力が必要だと考えております。 現時点では、上記の日本語能力レベルに該当する能力試験の種別、階級等に関する情報が十分得られていないため、申請者ごとに個別に審査を行っていくこととしています。
○現場代理人による申請について			
規則第5条第2項	43	観光案内人の要件に住民であることは入れられないのに、現場代理人は住民でなくてはいけないとできるのはなぜか。	観光事業者の免許申請には、一定の要件を満たせば免許が取得できるよう門戸を開いておく必要はありますが、現地で生じる事項にきちんと責任をもって対応しなければならない立場、能力のある者が速やかに対応できる体制の確保は、安全管理上不可欠であることから、現地に住所を有する現場代理人の配置を要件の一つに加えることが妥当と判断しました。
○観光ガイドの申請における特段の配慮について			
規則第5条第3項	44	「特段の配慮」とはどういう場合に認められるのか。また、誰が判断するのか。	「特段の配慮」とは、やむを得ない理由で観光ガイドの免許申請に求められる要件の一部を満たせない場合等において、一定の猶予を与えたり、期間や対象を限定した措置を講ずるなどが想定されます。 「特段の配慮」の是非については、審査委員会が、様式第6号の申請書記載された実績、経歴、資格等の内容に基づいて審査を行うこととなります。
○観光事業者及び観光ガイドの免許申請期間について			
規則第5条第7項	45	免許申請期間とはいつか。それを逃すと申請できないのか。	免許申請期間は1ヶ月前に公表し、2か月間以上の猶予を設けることが規定されています。 施行後最初の申請期間は、4月15日～6月16日を予定しており、正式な公示は3月15日までにを行う予定です。 条例施行当初は申請件数も多く、申請書の受付、審査、免許交付等の体制も十分でないことから、申請期間は上記の2か月間に限定しますが、その後、申請受付を恒常的に対応可能な体制を整えていく予定であり、新たな申請期間等については、体制が整った段階で改めて公示いたします。
	46	申請から許可までは、どのくらいの時間がかかるのか。	申請書及び添付書類の記載内容の確認、免許交付の是非の審査等、免許証の交付等に要する時間が申請者によって異なるため一定ではありませんが、目安としては申請から免許交付まで1か月程度を想定しております。
	47	変更が承認されて、新しいガイドに許可が出るまでには、どのくらいの時間がかかるのか。	変更手続きにおいても当初の申請と同様の期間を要するものと想定しております。
○観光事業者及び観光ガイドの登録料について			
条例第8条第7項・規則第6条	48	登録料は年間の金額か。	登録料の支払いは、最初の免許交付時に免許期間の3年分をまとめて支払うこととなるため、3年間の金額となります。

竹富町観光案内人条例・施行規則 Q&A

該当箇所	番号	Q(質問)	A(回答)
	49	登録料を1年毎の分割払いにすることは可能か。	初年度の免許交付時に最低限の事務経費を確保する必要があること、事務処理の煩雑さがミス発生につながる可能性があること等から、当面は登録料の分割払いをお受けすることはできません。 なお、本制度の運用が軌道にのり、効率的な運営と計画的な予算確保の目途がたった段階において、登録料の分割払いについて改めて検討させていただきます。
	50	登録料収入はどのように使われるのか。	登録料収入は、本制度の運用に必要な経費として、以下のような項目に充当されます。 ①観光案内人の免許交付に係る経費 ②免許状、免許証、その他物品の製作等に要する経費 ③免許申請時・交付後の講習、研修等の企画、実施等に要する経費 ④審議会及び審査委員会の運用に要する経費 ⑤本制度及び免許取得者に関する情報の公開・周知に要する経費 ⑥その他経費
	51	事業者だけでなく、観光旅行者等には負担させないのか。	観光旅行者等に対する負担金の徴取に関しては、本制度の運用経費としてではなく、観光に伴う自然環境への負荷軽減に必要な経費負担という観点から、環境省と連携して、別途、検討を進めております。
	52	事業者の住所で登録料を変えるのは、法律に抵触しないのか。	条例の目的に照らして妥当な規定であり、本規定が他の法令に抵触することはないと判断しております。
○免許を受けた観光事業者及び観光ガイドが受講すべき講習、研修等について			
条例第8条第8項 規則第7条	53	各講習は、年に何回程度開催するのか。	現時点では未定ですが、免許取得者が良識をもって対応する限り、無理なく規定回数を受講できる程度の回数の実施を予定しています。
	54	研修会等で扱う「利用ルール」はどのように定めるのか。 また、「利用ルール」に違反した場合には処分等の対象となるのか。	「利用ルール」に関しては竹富町西表島エコツーリズム推進協議会において策定する「西表島エコツーリズム推進全体構想」に記載し、当該構想を竹富町が環境省など所管省庁に提出し、承認を得たうえで決定いたします。 また、当該構想は、施行規則第13条により本条例の「関係法令」に含まれると規定しているため、当該構想の「利用ルール」に違反した場合には、竹富町による指導、勧告及び命令もしくは公表措置並びに営業停止等の処分の対象となります。
○観光事業者及び観光ガイドの変更等の届出及び更新について			
条例第11条及び 第12条 規則第6条第4項 規則第9条第3項	55	免許の有効期間内にガイドを変更・追加した場合にはどうすればよいのか。	ガイドとして従事する者が変わった場合や追加で雇用した場合には、申請内容の変更となるため、様式第9号の変更届を必要書類を添付のうえ提出し、新たに観光ガイドの免許取得手続きを行うこととなります。
	56	ガイドの変更・追加の場合には登録料の支払いはどうなるのか。	変更・追加によって新たに観光ガイドとなる方の免許交付に際しては、その都度、規定の登録料を支払っていただく必要があります。
	57	途中から追加したガイドの免許の有効期限はどうなるのか。	観光事業者に雇用される観光ガイドの免許については、当該事業者による申請が前提条件となるため、観光ガイドを事業者の有効期限の途中で追加される場合には、当該ガイドの免許の有効期限は、事業者と同じ有効期限となります。

竹富町観光案内人条例・施行規則 Q&A

該当箇所	番号	Q(質問)	A(回答)
○観光旅行者等への事前説明及び同意書への署名について			
別紙3	58	観光旅行者等への事前説明及び同意書への署名はどのように行えばよいのか。	観光旅行者等への事前説明及び同意書の記載は、アクティビティの実施前に行うことを想定しています。 また同意書の様式は自由であるため、ガイド事業者が、普段観光旅行者等に記載を求めている申込書等に包含していただくことを想定しています。 また、事前説明及び同意書への記載に関しては、アクティビティ毎に実施するようお願いします。
	59	同意書はグループ代表者だけで良いのか。 遊覧船を利用する人への対応はどうするのか。	同意書は、普段より観光旅行者等に記載を求めている申込書等に包含していただき、署名の範囲も普段の申込書の範囲で差し支えありません。 また、普段は申込書への記載を求めている大人数の遊覧船であっても、原則として同意書の記載は必要となります。
○審議会及び審査委員会の設置について			
条例第21条 規則第14条	60	審議会と審査委員会の違いはなにか。	審議会は観光案内人条例の施行又は改定に関して町長に助言する機関です。 また、審査委員会は観光案内人の免許の付与、更新の是非、観光案内人への指導、勧告、命令に関する審査を行う機関であり、審議会の下部組織として設置されるものです。
規則第14条	61	審査委員会はどのように設置・運用するのか	審査委員会は合議とし、その構成員は、審査の適正性を担保するうえで必要な知見を有する者としてします。 また、審査の公正性・公平性を担保するため、審査委員会の委員の氏名や所属は公開しますが、審査委員会自体は非公開とします。
○観光案内人、観光旅行者等への指導、勧告、命令、公表措置について			
条例第23条	62	町長が事業者の内容や違反について公表するメディアは何か。	町や町が委託する組織のホームページでの公表等を想定しています。
○罰則規定について			
その他	63	本条例に罰則規定は必要ではないのか。	本条例の実効性を期すうえで罰則規定は必要であると考えておりますので、現在、検討を進めております。